

川崎市介護保険施設等の指導実施要綱

(目的及び対象)

第1条 この要綱は、川崎市が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）若しくは法第115条の45第1項に規定する第1号訪問事業又は第1号通所事業を担当する者若しくは保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う保険給付に関する文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保並びに保険給付及び第1号事業支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、介護保健施設等に対し、「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年川崎市条例第81号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等（以下、「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

(指導の形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、市長が主体となり、指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習又は、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等の方法により行う。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は次の（ア）～（ウ）の内容について、原則、実地にて行う。また、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、市長が厚生労働省大臣及び都道府県知事若しくは他市町村長と合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、（ア）～（ウ）の実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することができる。

（ア）介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

（イ）最低基準等運営体制指導

指定基準等に規定する運営体制に関する指導（（ウ）に関するものを除く。）

（ウ）報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うよう努めるものとする。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、上記アの（ア）及び（イ）については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。なお、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については厚生労働省が定めたものを使用する。

また、運営指導（上記アの（ア）及び（イ）に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象）

第4条 指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

（1）集団指導の対象

集団指導は、市長が指定、許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。なお、市長は、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努めるものとする。

（2）運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるように、市長が介護保険施設等を選定するものとする。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業者を除く。）の中から選定するものとする。

（3）都道府県知事等との連携

市長は、都道府県知事及び他市町村長と連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

（指導方法等）

第5条

（1）集団指導

ア 実施通知

市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書等により当該介護保険施設等に対してあらかじめ通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫するよう努めるものとする。

なお、集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認を行う。

（2）運営指導

ア 実施通知

市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として運営指導実施日の1か月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

（ア）運営指導の根拠規定及び目的

（イ）運営指導の日時及び場所

（ウ）指導担当者

(エ) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を元に説明を求め面談方式等で行うものとする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮した上で、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。

ウ 運営指導の留意点

(ア) 所要時間の短縮等

介護保険施設等の負担軽減や、運営指導の頻度向上を目的とし、運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮するよう努めるものとする。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、効率化を図るため、できるだけ同日又は連続した日程で行うよう努めるものとする。

(ウ) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、担当部門間で調整を行うものとする。

(エ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、川崎市が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、介護保健施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディ

スプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(オ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によりその旨を通知するものとする。

オ 報告書の提出

市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第6条 運営指導を実施中に、次に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに、「川崎市介護保険施設等の監査実施要綱」に定めるところにより、監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(1) 市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(指導にあたっての留意点)

第7条 指導は、厚生労働省が定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。
 - (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取り組みを行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
 - (3) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
 - (4) 運営指導における個々の指導にあたっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
 - (5) 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することを妨げない。
- (その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。